

競技規則書

e-Trophy Race 2023

◆ 開催日および参加締切日

| | 開催日 | 受付締切日 | 参加費 | 会場 |
|---|-----------|------------------|---------|-------------|
| 秋 | 11月26日(日) | 10/22(日)~11/5(日) | ¥27,500 | 筑波サーキット2000 |

◆ 開催場所：

①筑波サーキット TC2000
〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙 159
Tel : 0296-44-3146 Fax : 0296-43-2952

◆ 大会事務局（運営事務局:参加受付）

イーレース協会(ERA)
〒370-0015 群馬県高崎市島野町 980-1
参加費振込先：PayPay 銀行 ビジネス営業部
普通口座 1015422
シャ) ニホンデンドウジドウシャシンコウカイ

◆ 主催

JEV（一般社団法人 日本電動自動車振興会）

◆主管 : E.R.A.

◆後援 : チャデモ協議会

◆協力 : COSMO SPEED

第1条 大会名称

EV DAY 2023 e-Trophy Race
イートロフィーレース

第2条 競技種目

電気自動車による模擬レース 又は、サーキットトライアル(クローズド)

第3条 審査委員会

審査委員 3名（柴原照旺 ほか2名）による委員会

第4条 車両規定およびクラス名称

参加可能車種は電気自動車 BEV とする。
車両クラス確認 <https://e-race.org/EVclass.html>

| カテゴリー | クラス出力 | 参加条件 |
|-------|-----------|----------------------------|
| E1 | 100Kw 未満 | リーフ (24,30) アイミーブ、ドルフィン 他 |
| E2 | 100~160kW | リーフ 40,62 ドルフィン LR ホンダ e 他 |
| ER | 制限なし | 改造車、トミーカイラ 他 |

参加クラスが不明の場合はお問い合わせください。

参加条件

レース経験、サーキット走行経験が豊富な方、または当走行会に過去参加されその走行が認められた者

参加車両規定

E1~E2 クラス ◆基本的に販売されたままの状態である事。

但し タイヤ、ホイール、ブレーキパッド、サスペンションの交換は可
(NISMO 専用 VCM (ビークルコントロールモジュール) によるスポーツセッティングを可とする。)

ER クラス

◆改造無制限ではあるが 参加可否決定については主催者判断とする。

安全規定

JAF 競技車両規則「スピード AE」に準じることとし、下記の項目は必須とする。
フロント牽引フックの装着、リア牽引フック位置のマーク貼り付けメイン SW に IGN マークの貼付、エアバック作動の停止については参加者判断。

第 5 条 参加資格

1. 車両を運転できる運転免許証、技術を有している事。
2. サーキットにおけるコースフラッグの意味を全て理解している事。
3. 20 歳未満の競技運転者は、親権者の同意の署名書類を提出できる事。
4. 主催者および大会運営事務局の指示に従い一般常識および大会ルールを守る事。

第 6 条 参加申込先・受付期間および参加料

1. 参加申込先・受付期間は、1 頁に記載
2. 参加受付締め切り後は、大会中止以外はいかなる理由でも返金はできない。

第 7 条 参加申込方法および参加受理

1. 受付期間内に指定フォームより申込み、参加費を振り込む。
2. ドライバー名は原則本名とし、やむをえない場合には読みやすいニックネームとし、シーズンを通して変更しない事。
3. 参加受理の承諾は W E B 上のエントラントリストの開示により通知。
4. 主催者は、理由の明示なく参加拒否が可能とする。
5. 参加受付締め切り後は、大会事務局がレースを中止した場合を除き返金しない。
6. 主催者は、理由を明示する事なく、参加クラス変更が行え、その旨を本人に通知する。

第 8 条 タイムスケジュール

1. 正式タイムスケジュールは W E B 上で大会前日までに開示する。

第 9 条 競技運転者、参加車両の変更

1. 競技運転者の変更は、基本的には正式参加受理後に認めないが、やむを得ない事情がある場合にはその事情を考慮したうえで大会事務局の判断で認める。
2. 参加車両の変更は正式参加受理後に認めない。
但し、参加車両に故障、破損等のやむを得ない事情がある場合のみ、同一クラスに限り認める。

第 10 条 車両検査および付帯事項

1. 競技開始前に簡単な車両検査を実施する。
2. 競技中の服装は、耐火性のレーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブを推奨する。
ただし、皮膚が露出しない服装でも出走は可能。(長袖・長ズボン・運動靴・指の出ないグローブ)
軍手は不可
3. ヘルメットは、四輪競技に適したフルフェイスまたはジェットヘルメットを使用すること。
*半キャップ・工事用は不可
4. 安全ベルトを追加装備する場合は、JAF 国内競技車両規則にあった物を推奨する。

5. ゼッケンNo.は、大会事務局が決定。大会事務局が用意したゼッケンを使用し、指定位置に貼付ること。
6. 審査委員会は検査の結果、不適当と判断した個所について修正を命ずることができる。

第 11 条 車両検査

1. 競技終了後基本的に再車両検査は行わないが、審査委員会の判断により行う場合がある。

第 12 条

1. 予選走行 20 分間
2. 決勝走行周回 6 周
スタート方法は、予選のタイム順にグリッド整列し、信号機の指示によるスタンディングスタートとする。

第 13 条 模擬競技(模擬レース)

1. 競技運転者は、ドライバーズブリーフィングに出席の事。
2. 模擬レース中は、乗車側の窓、サンルーフ等は全閉のこと。
3. パドック内では徐行運転。如何なる場所においてもスタートテスト・プレーキテストは禁止。
4. 擬模レース中のタイヤに関して、タイヤウオーマー等の使用や、水を掛けるなどのクールダウン行為を禁止する。

第 14 条 棄権(リタイア)

1. 競技運転者が途中で模擬レースを中止する場合、速やかにピットインをして棄権を大会事務局に申し出る。
2. 予選前あるいは決勝前で棄権する場合も、その旨を大会事務局に申し出る。

第 15 条 優勝者の決定

1. 優勝者は規定の周回数を周回し、最初にチェッカーフラッグを受けてフィニッシュライン（コントロールライン）を通過した車両とする。ただし先頭を走行する車両が、規定の周回数を完了する前に模擬レース終了の合図が出された場合、
当該模擬レースはその時点で終了したものとみなされる。また、何らかの理由によって模擬レース終了の合図が遅れた場合は、
模擬レースが本来終了する時点で終了したものとす。

第 16 条 罰則規定(ペナルティー)

1. 下記行為を行った場合は、訓戒から 1 周減算までのペナルティーを科す。
 - ①イエローフラッグ時の追い越し（黄旗追い越し）
 - ②ジャンプスタート（フライング）
 - ③マナー違反（接触やコース外走行など）
 - ④その他の違反(走路外走行等)

第 17 条 損害の補償

1. 競技運転者は、参加車両およびその付属品が破損・紛失・盗難等の場合並びに会場の器物を破損した場合は、理由の如何に関わらず各自が責任を負う。
2. 参加者・競技運転者・ヘルパー・ゲスト等は大会事務局・運営スタッフ・会場(土地)所有者等が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。
すなわち、大会事務局・運営スタッフがその役務に最善を尽くす事は無論であるがもしその役務遂行によって起きたものであっても参加者・競技運転者・ヘルパー・ゲスト・観客・大会関係者の死亡・負傷・車両損害等に対しては、大会事務局は一切の責任を負わない。

第 18 条 抗議

1. 競技運転者は、大会事務局のいかなる判断にも抗議はできない。

第 19 条 競技会の変更・短縮・中止・延期

1. 大会事務局は、保安上または不可抗力による特別な事情がある場合、当該レースの周回数の短縮および当該レースの中止、延期の決定が可能。
2. 中止の場合、参加料は返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。
3. 延期の場合、参加料は当該レースが延期される開催日まで大会事務局が保管。参加料返還の場合は事務手数料¥1,000

を申し受けます。

第20条 賞典

1. 原則として各クラスとも下記の出走台数に応じて、賞典台数を決定する。

| | | | | | | |
|---------|------|------|------|------|--------|-------|
| クラス出走台数 | 3台 | 4~5台 | 6~7台 | 8~9台 | 10~11台 | 12台以上 |
| 賞典対象 | 1位まで | 2位まで | 3位まで | 4位まで | 5位まで | 6位まで |

2台以下の場合は賞典なし。

2. 表彰対象者が表彰式に欠席した場合、賞典は授与されません。

第21条 競技運転者の遵守事項

1. 競技運転者は、下記の事項を守らない場合、失格とする場合あり。
 - ①競技運転者は、本規則に規定されている各事項を精通し明朗公正に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保つ。
 - ②競技運転者・競技関係者は、レース中の薬品や飲酒等によって精神状態を繕うことは禁止。
 - ③大会事務局の名誉を傷つけるような言動は禁止する。

第22条 肖像権及び映像権

1. 肖像権及び映像権は大会事務局が有する。

この規則書は2023年の大会に適用とする。

作成 EV DAY 2023 事務局